

環境アセスメントに関するアンケートのお願い

2008年8月30日
(社)土木学会コンサルタント委員会
環境問題研究小委員会

当小委員会では「戦略的環境アセスメント」を第11期（H20年～21年度）の研究テーマとして活動中です。活動するに当たり、土木学会会員及び環境アセスメントに興味をお持ちの皆様がどの程度環境アセスメント（特に、戦略的環境アセスメント）についてご存知であるかを把握することにより、今後の研究に役立てていきたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご協力いただいたアンケート結果に基づく調査・研究成果は、2010年5月ごろに、当小委員会HP上で皆様にもご紹介できるように報告する予定です。

-
1. 戦略的環境アセスメント（以下「SEA」と呼ぶ）の言葉を聞いたことがありますか。 1.y e s 2.n o
2. 環境アセスメント（以下「EIA」と呼ぶ）の言葉を聞いたことがありますか。 1.y e s 2.n o
3. SEAはどの段階での環境アセスメントと思いますか（複数回答可能）。
1.政策段階 2.計画（プラン）段階 3.プログラム段階 4.事業実施段階
4. EIAはどの段階での環境アセスメントと思いますか（複数回答可能）。
1.政策段階 2.計画（プラン）段階 3.プログラム段階 4.事業実施段階
5. SEAとEIAではどちらのほうがより広範な環境配慮が可能と思いますか。 1.S E A 2.E I A
6. SEAとEIAではどちらのほうが累積的影響を検討するのに適していると思いますか。 1.S E A 2.E I A
7. SEAとEIAではどちらのほうが複合的影響や広域的影響を検討するのに適していると思いますか。 1.S E A 2.E I A
8. SEAは、市民等利害関係者が計画案の決定に参加できる仕組みであると思いますか。 1.y e s 2.n o
(裏にも質問がありますのでよろしくお願いします)

9. S E Aは、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討された合理的な計画案を選定するシステムであると思いますか。 1.y e s 2.n o
10. S E Aの実施に関して、法律で規定されていますか。 1.y e s 2.n o
11. E I Aの実施に関して、法律で規定されていますか。 1.y e s 2.n o
12. S E Aの実施に関して、条例等で規定している地方自治体はありますか。 1.y e s 2.n o
13. E I Aの実施に関して、条例等で規定している地方自治体はありますか。 1.y e s 2.n o
14. 「S E A導入ガイドライン」(環境省 平成19年4月)が策定されたことはご存知ですか。 1.y e s 2.n o
15. 「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」(国土交通省平成20年4月)が策定されたことはご存知ですか。 1.y e s 2.n o
16. 恐れ入りますがご回答者のご職業は下記のどれに当たりますか。
1.会社員 2.公務員 3.大学関係 4.学生 5.その他

-----以上 どうも有難うございました-----

アンケート送付先(下記メールアドレス又はFAXで送付ください):

基礎地盤コンサルタント株式会社 関東支社 技術2部 荒岡邦明

・メールアドレス: araoka.kuniaki@kiso.co.jp

・FAX : 03-3234-7439